

公募要領について

2020年2月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
省エネルギー部 「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局
e-mail : shouene@nedo.go.jp



公募要領 基本スキーム

表紙（受付期間・問い合わせ先）

2020年度 戦略的省エネルギー技術革新プログラム テーマ設定型事業者連携スキーム 第1回 公募要領

本公募要領はNEDOのホームページ (<https://www.nedo.go.jp/>)
公募・調達サイトからダウンロードすることができます。

<応募書類受付期間>
郵送：2/6(木)～3/11(水)
※NEDO必着
持参：2/6(木)～3/16(月)正午

■応募書類受付期間

郵送の場合：2020年2月6日(木)～2020年3月11日(水)NEDO必着
持参の場合：2020年2月6日(木)～2020年3月16日(月)正午

■受付時間(持参の場合)

10:00～12:00、13:30～17:00 (厳守)

(最終日は正午迄、土・日・祝日を除く)

<お問い合わせ>
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
省エネルギー部
「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局
電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp

【注意】お問い合わせは必ず電子メールでお願いします。

問い合わせ先：
shouene@nedo.go.jp

P.1 1 – 3. (1) 対象となる「エネルギー」 P.2 1 – 3. (3) 技術開発フェーズ

1 – 3. 事業内容

(1) 対象となる「エネルギー」

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、省エネ法)に定められたエネルギー(熱、電気)を対象としています。本プログラムでは、これらの大幅な使用量削減が見込まれます。開発に対し助成します。省エネ法に合致しないエネルギーは対象外です。

例えば、総エネルギー量の使用量削減を伴わない燃料転換、使用エネルギーの一部を単に、風力、太陽光等の再生可能エネルギーで代替したもの、原子力発電、バイオマス燃料製造、化学品製造の原料として用いる化石資源の削減などは対象としません。詳しくは、経済産業省資源エネルギー庁のウェブサイトを参照してください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

エネルギー使用量削減のない
技術 & 再エネは対象外。

(3) 技術開発フェーズ

開発リスクや開発段階は開発技術ごとに異なるため、3つの技術開発フェーズを設けています。また、各技術開発フェーズを組み合わせた提案も可能です。技術開発フェーズ移行時にはステップゲート審査を実施し、高い成果と、十分な省エネルギー効果が見込まれる技術開発テーマに対しては、シームレスに支援を行います。

なお、採択テーマの期間は交付決定日から最長2021年度末までとし、以下(※1)の条件を前提として、2022年度以降の技術開発フェーズの実施内容についても“参考”として提案を行うことは認めます。

※1 採択テーマ終了は原則として最長2021年度末までとしますが、2022年度分以降の政府予算の目処が立つ場合を条件として、引き続き継続を認める可能性があります。

テーマ期間について
最長2021年度末まで

※2022年度以降の計画は
“参考”として提案可能。
予算が成立した場合は、
継続することも可。

P.6 2 – 3. 実施体制

2 – 3. 実施体制

- ① 全ての技術開発フェーズにおいて、企業が助成先に含まれていることが必要です。
- ② 技術開発責任者を実施体制内で1名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、NEDOとの調整及び委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。
- ③ 複数の法人で応募される場合、各法人における役割分担及び各々の技術開発費を明確にしてください。
- ④ 国立研究開発法人及び大学等から民間企業への委託等は、原則として認めません。
- ⑤ 大学等の単独提案は、原則として認めません。

1名の**技術開発責任者**を選出。
技術開発責任者は、主任研究者候補（委託先、共同研究先は除く）から選出。

学術機関等から民間企業への委託・共同研究は原則不可。

実施体制が大学等のみで構成される提案は原則不可。

P.7 2 – 5. 助成対象費用

2 – 5. 助成対象費用

- ① 助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費です。
- ② 研究員費（労務費）は、原則として健保等級により算定します。
- ③ 委託先又は共同研究先がある場合には、委託費と共同研究費の合計額を助成事業者毎の年間技術開発費総額の50%未満とすることが必要です。
- ④ 助成事業者（提案者）が学術機関（国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人）等と共同研究を実施する場合には、同交付規程第6条第2項に基づき、当該共同研究費については定額助成*します。
- ⑤ 助成事業者と委託先又は共同研究先との契約においては、委託又は共同研究に係る費用を助成事業者が全額負担（消費税を含む）する契約としてください。

* 「定額助成」とは年間技術開発費総額の1／3の額、又は5千万円のいずれか低い額を上限とし、当該経費には助成率は乗じないもの

提案者と委託・共同研究先間の契約は、
費用は提案者が全額負担（消費税含む）する契約とすること。

P.9 4-1. 提案書及び応募書類等様式
P.10 4-2. 応募書類作成における注意事項



4-1. 提案書及び応募書類等様式

各応募書類と提出部数を下記に示します。様式の指定がないものを除き、NEDOが定めた様式（NEDOの「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」のウェブサイトに掲載された基本スキームの最新の様式）で作成してください（古い様式のものは受け付けません）。

今年度の様式を使用し、以下に留意し作成。

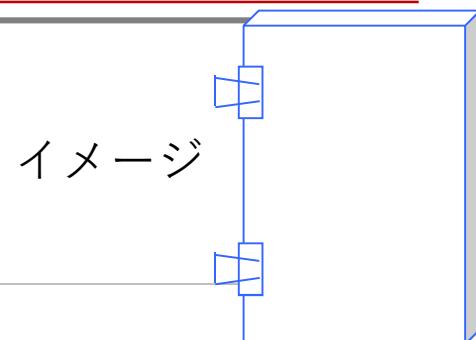
- ・ 様式1～6, 9, 10は正1部、副2部が必要
- ・ 複数の提案者がいる場合
 様式1, 7は提案者毎に作成
 様式8は体制内全法人毎に作成
 様式10は体制内全法人をまとめて記載
- ・ 提案書とともにDVD-Rを提出
 様式2, 様式3-1 : Excel
 様式3-2 : PowerPoint
 様式4 : Word

4-2. 応募書類作成における注意事項

<全般的事項>

- (ア) 提案書等様式 : 必ず本公募要領に対応する様式を使用してください。
 正しい様式以外で作成された提案書は受け付けません。
 (年度、何回公募であるかで様式は異なります)
- (イ) 使用言語 : 日本語
- (ウ) 用紙 : A4判縦長（横書き）で作成してください。
 提出時は左綴じクリップ止めにしてください。
 ホッチキス止めは行わないでください。
- (エ) 使用する字体
 (フォント) : 内容が判読し易い字体を使用。フォントは10.5ポイントを
 基本してください。
- (オ) 印刷 : モノクロ片面印刷にて提出してください。

**A4判縦長（横書き）、モノクロ片面、
書類を左綴じクリップ止めで提出**



P.12 4 – 3. 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合



4 – 3. 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

- 応募要件に合わない提案者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- 提出された提案書を受理した際には応募書類等受理票を提案者に郵送します。
 - 提出された提案書等は返却しません。
 - 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

**応募書類に不備がある場合、
提出期限までに修正していただきます**

<返送用の書類・封筒の準備>

連名提案の場合

提案者1

提案者2

提案者3

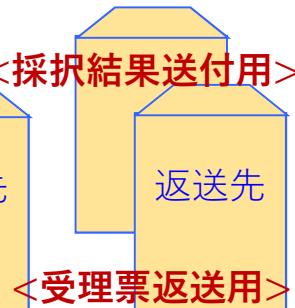
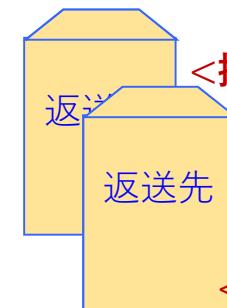
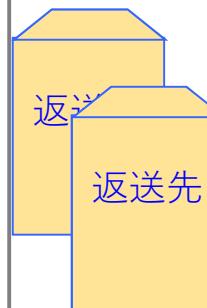


提案者毎に「応募書類受理票」を作成



「返送用封筒」を用意

※提案者別に返送を希望する場合、
2通×提案者数に相当する封筒を用意。



角形2号(A4判が入る大きさ)

※提案書提出後に返送先(住所、担当者等)
に変更が生じた場合は再提出願います。

P.12 4-4. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

4-4. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募受付期間内に、e-Radへ応募基本情報の登録を完了してください。（e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

手続きの概略を①～④に示します。（参考＜添付資料4＞）

①所属研究機関の登録とログインIDの取得

応募までに、提案者の所属する研究機関（所属研究機関）がe-Radに登録されていることが必要です。また連名提案の場合、それぞれの提案者の所属する研究機関（所属研究機関）がe-Radに登録されている必要があります。

各所属研究機関で1名、e-Radに関する事務代表より研究機関登録様式をダウンロードして、登録者申請も併せて）行ってください。

登録されると、ログイン用ID（11桁）、及び電子証明が発行されます。なお、登録手続きRad操作マニュアルを参照してください。

e-Rad研究機関向けページ システム利用に当た
https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organization.html

e-Rad研究者向けページ システム利用に当た
https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」への登録・申請が必要。

登録は下記URL：

<https://www.e-rad.go.jp/>

要領に記載の手順で提出してください。

研究機関の登録手続きに2週間以上かかる場合もあります。

応募予定の方は早めに登録してください。

P.14 7-1. 審査の方法

P.15 7-3. 審査結果の通知及び公表

7-1. 審査の方法

- (1) 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。+
- (2) 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。+
- (3) すべての応募タイプについて、審査の過程で、プレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、NEDOから様式2に記載いただいた連絡先へ電子メールにてご連絡いたします。なお、プレゼンテーションの資料は基本スキーム指定の様式（「2020年度 戦略的省エネルギー技術革新プログラム 第1回公募」のウェブサイトに掲載）で作成してください。+
- (4) 提案内容の確認のために、説明又は追加資料の提出を求めることがあります。+
- (5) 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に助成事業者を決定します。+
- (6) 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。+

<審査について>

すべての応募タイプでプレゼンテーション審査を行う場合があります
行う場合の日時、場所等はNEDO事務局より連絡します。

審査基準は、7-2をご覧ください
スケジュールは7-4をご覧ください。

7-3. 審査結果の通知及び公表

- (1) 採択された事業については、NEDOから提案者に採択審査結果通知を郵送します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は2020年5月下旬を予定しています。+
- (2) なお、採択にあたってはNEDOから条件を付す場合があります。+
- (3) 採択した事業に関しては、提案者名、事業名及び事業の概要をNEDOのウェブサイトに公表します。+
- (4) 採択審査委員（評価者）の所属、氏名については採択決定後にNEDOのウェブサイトに公表します。+
- (5) 必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が報道に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。+

採択テーマの概要については、原則公開します。

P.16 7-4. スケジュール

P.16 8-1. (2) 交付申請書作成にあたっての制限

P.17 8-2. (6) 次の技術開発フェーズに進むための評価

7-4. スケジュール

2020年

3月16日(月) 正午·····公募締め切り

4月(予定) ·····外部有識者による採択審査委員会

5月(予定) ·····採択結果の決定及び通知

6月~7月(予定) ·····交付決定・事業開始

(2) 交付申請書作成にあたっての制限

応募時に提出していただいた提案書に記載された内容を逸脱した交付申請（例えば、計画の大変更、提案書に記載された実施体制の変更、提案書に記載された技術開発費の年度ごとの総額を超える申請等）は、原則として認められません。

また、採択時に条件が付された場合、その条件に従って作成していただくことが必要です。

採択された後、**交付申請書を提出**
採択決定後、**提案者の判断で実施体制を変更すること**は特別な理由がある場合を除き**不可**。
提案時の技術開発費の年度ごとの総額を超えた申請も不可。

(6) 次の技術開発フェーズに進むための評価

複数の技術開発フェーズの組合せで採択された場合は、次の技術開発フェーズに進むジゲート審査を受けていただきます。その際の審査結果に基づいて次の技術開発フェーズか中止するかをNEDOが決定します。また、3年の期間で事業を行う場合は、2年目間評価を行い、その際の審査結果に基づいて継続か中止かをNEDOが決定します。

- ・ステージゲート審査：現技術開発フェーズ終了前
- ・中間評価：3年事業の2年目終了前

3年事業の2年目終了前、現フェーズ終了前に実施する**中間評価、ステージゲート審査委員会**で、次の段階への継続可否を決定。

P.19 8 – 3. 技術開発の終了後

P.19 9. 問い合わせ



(1) 事後評価の実施

技術開発終了後に実施する予定の事後評価に協力していただきます。

(5) 調査への協力

- ① 技術開発終了後、成果のフォローアップ調査を行う予定です。ご協力をお願いします。
- ② 技術開発終了後、本技術開発成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、<添付資料 6>をご覧ください。

また、特許等の取得状況調査についても、協力いただく場合が

テーマ終了後に事後評価があります。
また、開発成果についての追跡調査もございますので、ご協力よろしく
お願いいたします。

9. 問い合わせ

本件に関する質問等に関しては説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせに関しては、公募締め切り前日の17時まで、下記宛電子メールで受け付けます（日本語のみ）。また、希望者に
対しては、面談も受け付けます。（審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。）

○お問い合わせ先、面談お申し込み先：

省エネルギー部 「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局

電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp

問い合わせは電子メールのみで受け付けます（日本語のみ、電話不可）。
※希望者には面談可能。

P.25 添付資料2 助成事業のポイント

<添付資料2>

「助成事業」のポイント

項目	助成事業（本プログラム）
実施主体	助成事業者（助成事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、NEDOがその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	助成事業者（処分制限期間があります。 本文「8-3.」及び交付規程第16条参照）
事業成果の帰属（含む知財）	助成事業者
研究開発体制	NEDO ⇒ 助成事業者（⇒ 委託先） (⇒ 共同研究先)
事業内容の変更の際の事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、 NEDOの承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、NEDOの承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末にNEDOに報告、また資産標示票（NEDOのロゴシール）を貼付
NEDOの支払額	対象とする経費実績額×助成率
収益納付	あり（本文「8-3.」。助成事業の完了年度の翌年度以降、5年間（実用化開発フェーズは8年間）は納付、詳細は交付規程第25条を参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（助成事業完了年度の翌年度以降、5年間（実用化開発フェーズは8年間）は提出、詳細は交付規程第24条を参照）

1. 処分制限：交付規程 第16条

- ・取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械および重要な器具その他の財産が対象（耐用年数内）。
- ・期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。

[内容]

助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合には、あらかじめ**当機構の承認を受ける**必要がある。

2. 収益納付：交付規程 第25条

- ・助成事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
- ・期間は、**助成事業の完了年度の翌年度以降5年間**とする。
※実用化開発フェーズは8年間。

3. 企業化状況報告書：交付規程 第24条

- ・助成事業者に助成事業の**完了年度の翌年度以降5年間**、当該助成事業に係る**過去1年間の企業化状況について、報告書を提出させるものとする。**
※実用化開発フェーズは8年間。

P.27~31 添付資料3 省エネルギー効果量の計算方法と算出例

<添付資料3>

省エネルギー効果量の計算方法と算出例

必要な省エネルギー効果量は、必ず下記の2つの指標に基づいて計算してください。

$$20XX年時点の省エネルギー効果量 = \boxed{\text{指標A}} \times \boxed{\text{指標B}}$$

指標A：単位当たりの省エネルギー効果量

当該技術開発による成果物1つ当たりのエネルギー削減量です。

指標B：20XX年時点の市場導入(普及)量

適用可能な対象市場自体の大きさに対する市場占有率から算出してください。

●省エネルギー効果量算定に当たっての注意

- ・省エネルギー効果量は、必ず原油に換算(単位はkL/年)して表記してください。
この場合、発熱量1MJを原油 2.58×10^{-5} kL (※) としてください。

※発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算すること(省エネ法施行規則第4条)による。

- ・計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、(別表1) エネルギー源別標準発熱量のうち標準総(高位)発熱量を使用してください。特に、機器の消費電力を換算する際、誤って電力発電端発熱量($8.683\text{ MJ}/\text{kWh}$)を使用する提案が多数あります。送電時の損失等を加味した電力受電端発熱量($9.484\text{ MJ}/\text{kWh}$)の使用が正解ですので、ご注意願います。

- ・省エネルギーとは、使用する総エネルギーの合理化ですので、省エネルギー効果量算定にあたり、非化石エネルギーへの置き換え等は対象外ですので、ご注意願います。

- ・計算に用いる数字を設定する際は、客観的なデータを基に使用してください。また、対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と併せて示してください。

- ・成果物が最終製品ではない場合には、当該技術の貢献度を加味して算出してください。

指標A：単位当たりの省エネルギー効果量

⇒成果物1つ当たりのエネルギー削減量

指標B：20XX年時点の市場導入量

⇒市場導入量=その時点でのストック

原油への換算は、

発熱量1MJを原油 $2.58 \times 10^{-5}\text{kL}$
としてください。

機器の消費電力を熱量換算する場合は、
電力受電端発熱量を使用してください。

計算に用いる数字は**客観的データを基に使用**してください。また、**市場の規模や占有率の予測は根拠を明記**してください。



公募要領
テーマ設定型事業者連携スキーム
※基本スキームとの相違点のみ

P.2 1 – 3. (2) 公募の対象となる技術開発課題

(2) 公募の対象となる技術開発テーマ（技術開発課題）

課題番号	技術開発課題
A	<p>「熱エネルギーの有効利用・高効率熱供給」に関する革新的な技術開発</p> <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過性で利用されていた熱エネルギーを圧縮・熱交換技術等により循環利用する設計/制御技術・システムの開発 ・熱発生に係る化石燃料使用量削減のための高効率電気加熱技術（誘導加熱、レーザー加熱、ヒートポンプ加熱等）、リジェネレイティバーナー等の排熱利用を伴う燃焼加熱技術、高効率蒸気生成技術の開発 ・熱負荷に応じて冷暖房・給湯を高効率で実現できる技術、改修を容易にする機器設計、ライフサイクル改修技術の開発 ・これまで利用されていない排熱・余剰熱を利用する技術 ・業務用・産業用空調の実運用時の性能向上に対応した評価手法・機器に係る技術開発
B	<p>「第4次産業革命技術(交通制御システム、スマート物流システム等)」に関する革新的な技術開発</p> <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急進する膨大なデータや計算の高速かつ効率的な処理に資する技術開発 ・IT・S等を活用した省エネルギー走行に資する技術開発 ・貨物容積の減少に資する技術開発 ・貨物情報の共有化・システム化による低コスト物流システムに資する技術開発 ・人や物の多頻度輸送の効率化及び最適化に資する技術開発 ・パックワードチャネル（回収物流）の省エネ化に資する技術開発
C	<p>「電力需給の調整力・予備力及び高効率電力供給」に関する革新的な技術開発</p> <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高い負荷追従性・高速起動性に立脚した発電機起動計画・出力予測/制御技術の開発 ・電力供給を調整・全体最適化するエネルギー貯蔵（低成本・高耐久な高性能蓄電池等）・変換（Power to X）技術・システムの開発 ・電気加熱技術やデジタル技術等を駆使し電力需要を調整・全体最適化するエネルギーマネジメント技術・システムの開発 ・変動型再生可能エネルギーの大量導入や電気自動車等の導入を側面支援する配電側の技術・システム（ワイヤレス給電技術、スマートインバータ制御技術、分散型電源管理システム等）の開発 ・業務・産業用高効率発電技術・システムの開発
D	<p>「省エネ型データセンター」に関する革新的な技術開発</p> <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急進する膨大なデータや計算の高速かつ効率的な処理に資する技術開発 ・付帯設備（空調、電源等）の省エネルギーに資する技術開発
E	<p>「IoT・AI活用省エネ製造プロセス」に関する革新的な技術開発</p> <p>具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoT・AIやビッグデータ等を活用し、製造効率の向上に資する技術開発

テーマ設定型では、**技術開発課題が左の表の5課題(課題番号A～E)に限定されています。**

P.2~3 1 - 3. (3) テーマ設定型事業連携スキーム
P.4 1 - 3. (4) 事業期間中の審査



(3) テーマ設定型事業者連携スキーム

対象：業界の共通課題及び異業種に跨る課題の解決に繋げる革新的な技術開発や新技術に関する統一的な評価手法の開発等、複数の事業者が相互に連携・協力して取り組むべきテーマ（技術開発課題）に係る技術開発です。本開発終了後、原則として3年以内に製品化を目指す事業が対象です。

技術開発費上限：10億円／件・年（NEDO助成費+実施者負担分）

助成率：2/3以内

事業期間：5年以内（事業終了は2月の予定。）

3年以上の事業の場合は、2年目の終了前に審査を行い継続の可否を決定します。

<対象>

業界の共通課題及び異業種に跨る課題の解決に繋げる革新的な技術開発や新技術に関する統一的な評価手法の開発等、**複数事業者が連携・協力して取り組むテーマ**に係る技術開発。

(4) 事業期間中の審査

3年以上の期間で事業を行う場合、2年目終了前に「中間評価」を行います。その評価結果に基づいて、継続か中止かをNEDOが決定します。

また、原則毎年度末に有識者で構成する「技術委員会」にて事業の進捗状況を報告していただきます。ただし、NEDOが不要と認めた場合はその限りではありません。

5年事業の場合



★ 中間評価
☆ 技術委員会

<事業期間中の審査>

- 3年以上の事業期間の場合、**2年目終了前に「中間評価」を実施。**
- 原則、**毎年度末に「技術委員会」を実施。**

P.6 2-3. 実施体制

P.6~7 2-4. 必要とされる省エネルギー効果量

2-3. 実施体制

- ① 事業期間内に2社以上の企業が助成先として参画する必要があります。
- ② 開発成果の普及を促す取組を主導する組織、団体等を実施体制に含めてください。
- ③ 技術開発責任者を実施体制内で1名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全般まとめの他、NEDOとの調整及び委員会等での進捗状況報告を担当していただきなお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。
- ④ 各法人における役割分担及び各々の技術開発費を明確にしてください。
- ⑤ 国立研究開発法人及び大学等から民間企業への委託等は、原則として認めません。

<実施体制の要件>

- ・事業期間内に2社以上の企業が助成先として参画すること。
- ・開発成果の普及を促す取組を主導する組織・団体等を実施体制に含めること。

2-4. 必要とされる省エネルギー効果量*

本事業に応募するためには、国内において「2030年度時点で10万kL/年以上」の省エネルギー効果量（原油換算値）が必要です。また、2030年度までの省エネルギー効果量の推移を把握するための参考として、製品化後、「販売開始から3年後の時点」での省エネルギー効果量も記載してください。なお、販売開始から3年後が2030年以降となる場合には、「販売開始から3年後の時点」での記載は不要です。*

省エネルギー効果量の計算方法と算出例は<添付資料3>を参照してください。

*海外での省エネルギー効果量があれば、参考として国内分とは別に記載してください。

<必要とされる省エネルギー効果量>

- ・2030年時点で10万kL/年以上

※本スキームでは費用対効果の考え方は導入しておりません。